(g)　「間接材料」とは、他の産品の生産、試験若しくは検査に使用される産品（当該他の産品に物理的に組み込まれないものに限る。）又は他の産品の生産に関連する建物の維持若しくは設備の稼働のために使用される産品をいい、次のものを含む。

(i)　燃料及びエネルギー

(ii)　工具、ダイス及び鋳型

(iii)　設備及び建物の維持のために使用される予備部品及び産品

(iv)　生産の過程で使用され、又は設備及び建物の稼働のために使用される潤滑剤、グリース、コンパウンド材その他の産品

(v)　手袋、眼鏡、履物、衣類並びに安全のための設備及び備品

(vi)　他の産品の試験又は検査に使用される設備、装置及び備品

(vii)　触媒及び溶剤

(viii)　その他の産品であって、他の産品に組み込まれておらず、かつ、当該他の産品の生産におけるその使用が当該生産の一部であると合理的に示すことができるもの

(h)　「材料」とは、他の産品の生産に使用される産品をいう。

(i)　「非原産材料」とは、この章の規定に従って原産品とされない材料をいう。

(j)　「原産材料」とは、この章の規定に従って原産品とされる材料をいう。

(k)　「輸送用及び船積み用のこん包材料及びこん包容器」とは、産品を輸送中に保護するために使用される産品であって、第三・十三条に規定する小売用の包装材料及び包装容器以外のものをいう。

(l)　「関税上の特恵待遇」とは、第二・四条1の規定に従って輸出締約国の原産品について適用する関税率をいう。

(m)　「生産者」とは、産品又は材料の生産に従事する者をいう。

(n)　「生産」とは、産品を得る方法をいい、製造、組立て、加工、成育、栽培、繁殖、採掘、抽出、収穫、漁ろう、わなかけ、採集、収集、狩猟及び捕獲を含む。

第三・二条　原産品

この章に別段の定めがある場合を除くほか、次のいずれかの産品は、締約国の原産品とする。

(a)　当該締約国において完全に得られ、又は生産される産品であって、次条に定めるもの

(b)　当該締約国の原産材料のみから当該締約国において完全に生産される産品

(c)　非原産材料を使用して当該締約国において完全に生産される産品であって、附属書二に定める品目別規則（関税分類の変更、原産資格割合又は特定の製造若しくは加工の作業に関する要件を定める規則）及びこの章の他の全ての関連する要件を満たすもの

第三・三条　完全に得られる産品

前条(a)の規定の適用上、次に定める産品は、締約国において完全に得られ、又は生産される産品とする。

(a)　生きている動物であって、当該締約国において生まれ、かつ、成育されたもの

(b)　当該締約国において狩猟、わなかけ、漁ろう、採集又は捕獲により得られる動物

(c)　当該締約国において生きている動物から得られる産品

(d)　当該締約国において収穫され、採取され、又は採集される植物及び植物性生産品

(e)　当該締約国において抽出され、又は得られる鉱物その他の天然の物質（(a)から(d)までに規定するものを除く。）

(f)　当該締約国の船舶により、両締約国の領海外の海から得られる水産物その他の産品

(g)　両締約国の領海外における当該締約国の工船上で(f)に規定する産品から生産される産品

(h)　当該締約国の領海外の海底又はその下から得られる産品。ただし、当該締約国が、国連海洋法条約に基づき、当該海底又はその下を開発する権利を有することを条件とする。

(i)　当該締約国において収集される産品であって、当該締約国において本来の目的を果たすことができず、回復又は修理が不可能であり、かつ、処分又は部品若しくは原材料の回収にのみ適するもの

(j)　当該締約国における製造若しくは加工の作業又は消費から生ずるくず及び廃品であって、処分又は原材料の回収にのみ適するもの

(k)　本来の目的を果たすことができず、かつ、回復又は修理が不可能な産品から、当該締約国において回収される部品又は原材料

(l)　当該締約国において(a)から(k)までに規定する産品のみから得られ、又は生産される産品

第三・四条　原産資格割合

第三・二条(c)の規定の適用上、産品の原産資格割合は、次のいずれかの計算式により算定する。

(a)　非原産材料の価額に基づく計算式（控除方式）

$$QVC = \frac{FOB - VNM}{FOB} \times 100$$

(b)　原産材料の価額に基づく計算式（積上げ方式）

$$QVC = \frac{VOM + 直接労務費 + 直接経費 + 利益}{FOB} \times 100$$

この場合において、

「QVC」とは、百分率で表示される産品の原産資格割合をいう。

「FOB」とは、2に規定する場合を除くほか、輸送の方法を問わず、産品の買手から当該産品の売手に支払われる当該産品の本船渡しの価額をいう。ただし、当該産品が輸出される際に軽減され、免除され、又は払い戻された内国税を含まない。

「VNM」とは、産品の生産において使用される全ての非原産材料の価額をいう。

「VOM」とは、産品の生産において使用される全ての原産材料の価額をいう。

注釈　産品の原産資格割合の算定に当たり、輸出締約国における一般的に認められている会計原則を適用する。

2

(a)　産品の本船渡しの価額は存在するが、その価額が不明で確認することができない場合には、1に規定するFOBは、当該産品の買手から当該産品の生産者への確認可能な最初の支払に係る価額に調整される価額とする。

(b)　産品の本船渡しの価額が存在しない場合には、1に規定するFOBは、関税評価協定第一条から第八条までの規定に従って決定される価額とする。

3

1の規定に従って原産資格割合を算定するに当たり、締約国における産品の生産において使用される材料の価額は、次のいずれかの価額とする。

(a)　関税評価協定に従って決定される価額であって、当該産品の生産者が所在する締約国の輸入港に当該材料を輸送するために要する運賃、適当な場合の保険料、こん包費その他の全ての費用を含むもの

(b)　当該材料の価額が不明で確認することができない場合には、当該材料についての当該締約国における確認可能な最初の支払に係る価額。ただし、当該材料の供給者の倉庫から当該産品の生産者の所在地まで当該材料を輸送するために当該締約国において要する運賃、保険料、こん包費その他の全ての費用及び当該輸送に関して当該締約国において要する他の費用（一般的に認められており、かつ、確認可能なものに限る。）を除外することができる。

4

産品が締約国の原産品であるか否かを決定するため原産資格割合を算定するに当たり、

(a)　1(a)に規定する当該産品のVNMには、当該産品の生産に当たって使用される当該締約国の原産材料の生産において使用される非原産材料の価額を含めない。

(b)　1(b)に規定する当該産品のVOMには、当該産品の生産に当たって使用される当該締約国の原産材料の生産において使用される非原産材料の価額を含める。

5

2(b)又は3(a)の規定において産品又は材料の価額を決定するために関税評価協定を適用するに当たり、関税評価協定は、必要な変更を加えて、国内取引の場合又は当該産品若しくは材料の取引が存在しない場合について適用する。